

一関市監査委員告示第4号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月24日

一関市監査委員 及 川 弘 人  
一関市監査委員 加 藤 伸 弘  
一関市監査委員 千 葉 大 作

記

1 監査実施日及び対象

令和5年3月2日（木）

対 象	区分	被監査者	
		団 体	担 当 課
一関市磐清水市民センター (一関市磐清水文化センター)	指定 管理 者	磐清水自治協議会	千厩支所 地域振興課
一関市松川市民センター		いわて松川やくにたつ会	東山支所 地域振興課
東山児童クラブ		東山児童クラブ運営委員会	東山支所 保健福祉課
一関市川崎市民センター		川崎まちづくり協議会	川崎支所 地域振興課

2 監査の範囲

令和3年度の財務等に係る事務の執行状況

3 監査の実施内容

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

- (1) 団体指定の手続きが関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。
- (3) 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また住民サービスの向上に努めているか。
- (4) 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。

- (5) 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。
- (6) 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

#### 4 監査の結果

別紙監査結果報告書のとおり

## 監査結果報告書

一関市磐清水市民センター（一関市磐清水文化センター）

### 第1 指定管理の概要

施設名 一関市磐清水市民センター（一関市磐清水文化センター）  
指定管理者 磐清水自治協議会  
担当課 千厩支所地域振興課

- (1) 施設の所在地  
一関市千厩町磐清水字蒲沢 75 番地 3
- (2) 施設の設置目的  
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援する。  
市民の文化の向上と福祉の増進を図る。
- (3) 施設設置年月日  
昭和 58 年 7 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間  
(指定初年度：令和 3 年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和 3 年度指定管理料  
16,536,299 円

### 第2 監査の結果

令和 3 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書

### 一関市松川市民センター

#### 第1 指定管理の概要

施設名 一関市松川市民センター  
指定管理者 いわて松川やくにたつ会  
担当課 東山支所地域振興課

- (1) 施設の所在地  
一関市東山町松川字町裏ノ上8番地2
- (2) 施設の設置目的  
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援する。
- (3) 施設設置年月日  
昭和33年11
- (4) 指定管理者団体指定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間  
(指定初年度：令和2年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和3年度指定管理料  
15,344,088 円

#### 第2 監査の結果

令和3年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書 東山児童クラブ

### 第1 指定管理の概要

施設名 東山児童クラブ  
指定管理者 東山児童クラブ運営委員会  
担当課 東山支所保健福祉課

- (1) 施設の所在地  
一関東山町長坂字東本町 12 番地
- (2) 施設の設置目的  
小学校に就学している児童であって、保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に校舎内に設置の放課後児童クラブ施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
- (3) 施設設置年月日  
令和2年4月1日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間  
(指定初年度：令和2年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和3年度指定管理料  
8,433,667 円

### 第2 監査の結果

令和3年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書

### 一関市川崎市民センター

#### 第1 指定管理の概要

施設名 一関市川崎市民センター  
指定管理者 川崎まちづくり協議会  
担当課 川崎支所地域振興課

- (1) 施設の所在地  
一関川崎町薄衣字諏訪前7-1
- (2) 施設の設置目的  
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援する。
- (3) 施設設置年月日  
平成10年12月4日
- (4) 指定管理者団体指定期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間  
(指定初年度：令和3年度)
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和3年度指定管理料  
27,773,600 円

#### 第2 監査の結果

令和3年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。